

10月分

税務調査

10月6日.

私共古田士会計には約1,000社のお客様がいらっしゃいます。6月、7月を除くと、毎月、毎週、どこかの会社で調査を受けていると言っても過言ではないと思います。商業して20年目に存りますがお客様で1億円以上の利益を出した会社はけっこうありますが、国税庁の査察というものは経験したことはありません。お客様に恵まれていると思っております。

9月のある日、お客様にお祝いの事があつたときに、4年前まで私共で税務顧問をさせて頂いていた会社の社長と同席しました。A社とします。A社は今国税庁の調査を受けている最中とのことでした。A社と顧問契約がなく存したのは、A社が将来上場するため、監査法人が入ったこと。経理に決算書まで作れる社員がいること。監査役にも人材を得ていること。が理由でした。今調査でもめているのは、役員退職金でした。退職金の額が多すぎると、国税は主張しているようです。監査法人に相談した。税務調査には関与しないと、智恵を貸してくれなかったそうです。監査役に相談した。社長は「あなたが悪いと言われたそうです。役員退職金が否認されたら大変なことになる。数千円という額が、退職金ではなく賞与になると、まず個人に膨大な所得税、住民税等がかかってきます。会社は損金になるものが、役員賞与になるものですが、損金にならないので、退職金支払額の50%以上が法人税等の支払いになります。退職金は絶対否認されてはならないのです。そのため、株主総会の議事録、取締役会の議事録で計算根拠を明示し、税務調査では強く正当性を主張します。私共では、今迄、役員退職金で否認されたことはありません。アドバイスさせて頂いたのは、国税庁は明確に妥当な額を明示できないこと、公務員は退職金の額が民間より高額であること。例えば、数年前に長野県知事の田中さんが辞職したときに、2年間でしか在職していないのに2千万円以上の退職金が支払われたこと。これは、通常民間では勤続年数で1年を1と計算するのに、社団法人等の理事の計算では、1月を1と計算するために高額な退職金が支払われていること。ましてや、経営者を支えて20数年間責任を背負って苦勞してきた役員、退職金の額がこの位で否認されてはいけません。社長には強く堂々と正当性を強く主張して下さい。もし過大というなら、その根拠と額を明示するよう主張して下さい」と話し別れました。それから1週間位たった頃A社の社長から電話がかかって来ました。「先生、先生の言とおりに言っただ、国税庁はあっさりわかりましたと引き下がりました。上場会社出身の監査役にもこの話をした。本当ですかとびっくりしていました。ありがとうございます」と言われました。税務調査では駆け引きがあり、答え方、書類の作り方で是認されたり、否認されたりします。私共はお客様と事前によく打ち合わせをしたいと思っております。協力をお願いします。